

道路交通法の改正

改正道路交通法の施行により、11月1日から自転車の危険な運転に、新しく罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォンを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為や、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

ただし、停車中の操作は対象外です。

違反者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金。交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則が整備されました。

違反者：自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金。酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役ま

たは30万円以下の罰金となります。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は、講習制度の対象となります。

危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

※「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」は、自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう

令和元年から令和5年までの5年間、全国で発生した交通事故のうち、自転車乗車中に交通事故で死亡した人の半数以上は、頭部の損傷が致命傷になっています。

また、自転車乗車中に交通事故に遭い、主に頭部に損傷を負った人の致死率は、ヘルメットの着用の有無で約1.5倍の差がありました。

自転車に乗る際は、年齢に関係なく、ヘルメットの着用を徹底しましょう。

12月4日から10日までは「人権週間」です

市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154

第76回人権週間

国は、誰もが人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう『誰か』のことじゃない』を啓発活動重点目標に掲げ、12月4日～10日を入権週間と定め、全国的に入権啓発活動を強化しています。

入権とは、私たちが幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながら持っているものです。

しかし、今なお、いじめや虐待、性被害などの子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人、外国人、性的マイノリティなどに対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が存在しています。

人権週間をきっかけに、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会について、一緒に考えてみましょう。

人権講演会

人権週間に合わせて人権講演会を開催します。

当日は、人権作品の表彰式や会場ロビーで人権作品の展示も行います。ぜひ、ご来場ください。

講師

青木さやかさん（タレント・俳優・エッセイスト）



とき 12月6日（金）

18時30分～20時30分

ところ

メイン会場

庄原市民会館

オンライン会場

西城自治振興センター

市役所東城支所

口和自治振興センター

市役所高野支所

比和自治振興センター

総領自治振興センター

その他

メイン会場には、手話通訳や要約筆記、託児があります。託児を希望する人は、11月29日（金）までに申し込みください。